

一時支援金・月次支援金の受給資格に関する認識確認を行っています

中小企業庁では、一時支援金・月次支援金に係る調査をN T S 総合弁護士法人に委託することで、受給資格に関する認識確認を進めています。

※委託契約は令和5年3月末まで

届いた認識確認の文書が真正なものか確認したい方は、当該文書を受け取った本人から、N T S 総合弁護士法人札幌事務所（電話番号：011-350-5565 又は0570-022-667）まで御連絡ください。

その際、本人確認のため、氏名、住所及び申請ID並びに連絡可能な電話番号等を確認いたしますので、御留意ください。

＜注意事項＞

- 個人情報等を聞き出す詐欺にご注意ください。
- 誤って受給した方は、速やかに返納してください。
- 返還方法に関する問合せは、一時支援金／月次支援金センター（0120-211-240）までお電話ください。
- 弁護士法人等が一時支援金／月次支援金の返還を受け付けることはありません。